

車両の高さ制限(制限値4.1mまで)のお知らせ

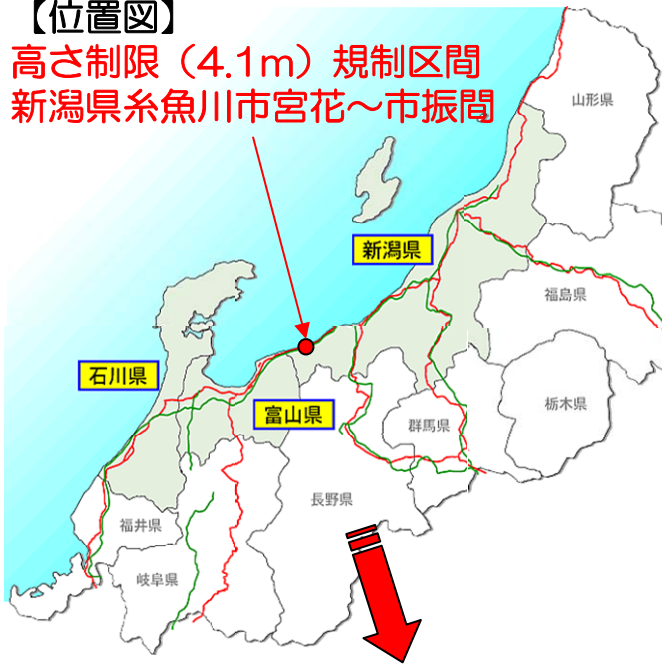
一般国道8号新潟県糸魚川市親不知地区

一般国道8号親不知地区を通行する大型車両が、洞門・スノーシェッドを保護するために設置してある『高さ4.1mを規制する門工』に接触する事故が多発しております。接触事故が発生した場合、復旧作業のため長時間道路を通行止めにする場合もあり、他の走行車両に多大な影響を及ぼすことになります。また、多額の復旧費用が必要となりますので、通行にあたっては**今一度積荷等の確認**を行い、**必ず制限値内で通行**するようご協力ください。

道路法では、道路の構造を守り、交通の安全を図るため、道路を通行する車両の重さや大きさを制限しています。(道路法第47条第1項及び車両制限令)

【位置図】

高さ制限(4.1m)規制区間
新潟県糸魚川市宮花～市振間



【事故例】

平成10年4月高さオーバーによる事故
(全面通行止)



至新潟



●お問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所 Tel 025 (523) 3136
糸魚川国道維持出張所 Tel 025 (552) 0921